

## 第3回農業委員会総会(令和2年6月19日)

事務局 (矢村 浩一)

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、始めてまいりたいと思います。  
また今日は大島和明委員と高久和司委員が都合で欠席となっておりますので、お知らせしておきます。それでは只今より、令和2年度第3回農業委員会総会を開催致します。  
まず初めに会長よりご挨拶を申し上げます。

議長 (今 耕一)

皆さんおはようございます。なかなかコロナの話題が途切れません。  
日本のマスコミ等鑑みますとやはり一次予算では足りなく、二次補正予算が成立ということです。  
農水の予算については継続補助金ということで、機械の導入また一経営体あたりの150万円の補助まで出そうというような今の国会の流れでございます。  
話は少し私事になるのかなと思いますが、県の農業会議の通常総会が6月26日に開催されます。その場をもって私は県の役員を退任というようなこととなります。県北の理事には、新たに大田原の新井会長さんが定席してくれるということです。また審議委員というもの新たに3名必要ということであり、大田原・那須塩原・高根沢というような具合で改選されていきます。私も県の審議会の一員として出席をしておりますが、農業の算出額が栃木県は全国では第9位、その中でも県の1位は大田原市でございます。ブランド化というのが強みであるというような感じで、県ではイチゴ、トマト、アスパラ、ナスというような物の今後ブランド化で、算出額を伸ばそうという考えであります。できるなら、やはり那須町も那須ブランドの農産品が生まれてくれればいいのかと、町の将来像もこれからは話しをしていかなければならないというのが本音かなと思います。  
今回は7議案ありまして、けっこう盛りだくさんではございますが、慎重審議で進めたいと思いますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。  
続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。  
前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

( 憲 章 朗 読 )

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。着席願います。  
今日は審議事項が多いということもありますので、簡略化した形で進めて参りたいと考えておりますので皆様方のご協力をお願いしたいと思います。  
ここからの進行につきましては、今会長にお願いしたいと思います。

議長 (今 耕一)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので、私よりご指名を致します。

5番・松浦一雄委員、6番・井上一雄委員の2名をご指名致します。

—報告1号 農地法第5条の規定による許可について—

議長 (今 耕一)

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

2ページをお開きください。

報告第1号の1番2番につきましては、「農地法第5条の規定による許可」を令和2年5月20日の総会に於いて許可相当とし、令和2年5月28日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので、同年5月28日付で会長専決によって許可したものでございます。

以上、報告致します。

—議案第1号 那須農業振興地域整備計画の変更について—

議長 (今 耕一)

それでは、これより審議に入ります。

それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。

議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

それでは4ページをお開き下さい。議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」は、1番から7番の7件でございます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和2年5月31日付けで那須町長から農業委員会に対し意見聴取があったものでございます。

編入が2件、除外が5件の計7件の農用地区域の変更申出書が提出されております。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農用地区域の変更申し出(編入)の1番」について、担当委員の益子政一委員、調査のご報告をお願い致します。

9 (益子 政一)

議案第1号の1番について調査の報告を申し上げます。

変更区分:編入 大字梓〇〇 計××筆

用途区分:台帳 田、現況 田

面積:合計××㎡

申出者:梓〇〇 Aさん

変更理由:恒久的農地利用 (土地所有者 Aさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

総合意見でございますが、申請地は現在水田として利用され、管理が行き届いた良好な優良農地でございます。申請人は高齢ではございますが、後継者もおり、自宅にも近いことから編入は今後更に恒久的に農政地の有効利用が図られ、好ましい申請と思われま。

なお、6月12日調査班第3班松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺いします。

5 (松浦 一雄)

6月12日、第3班で調査をした結果ただ今の益子委員の報告に同意致します。また、編入ということで好ましく思われます。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用区域変更申し出(編入)の1番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認することに決定致します。

次に2番について、担当委員の林 武信委員、調査のご報告をお願い致します。

7 (林 武信)

議案第1号の2番について調査の報告を申し上げます。

変更区分:編入 大字大島〇〇

用途区分:台帳 山林、現況 宅地

面積:合計××㎡

申出者:神奈川県〇〇 B株式会社 代表取締役 Cさん

変更理由:農業用施設恒久利用 (土地所有者 B(株))

土地基盤整備事業との関連はございません。

調査の結果について意見を述べたいと思います。現況につきまして、申請地の豚舎××棟と処理施設等が稼動中がございます。申請人は那須町を拠点に××頭規模の養豚業を営み、子豚の生産から豚肉の販売までの一貫経営を行っている法人でございます。申請地であるD農場は平成××年に開設され、現在××頭飼育し、子豚を約××頭生産する中心的な農場でございます。申請地は建設当時は山林で、農振、農用地ではありませんでしたが、完成後は先ほど申し述べた農業施設利用地として使用されており、今後も恒久的に農業施設利用地として活用されるのは確実と思われま。農振・農用地への編入は妥当な申請であると見て参りました。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺いします。

5 (松浦 一雄)

ただ今の報告に賛同致します。特に付け加えることはございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(編入)の2番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認することに決定致します。

次に3番について、担当委員は私でございますので、私の方から調査の報告を致します。

12 (今 耕一)

議案第1号の3番について、調査のご報告を申し上げます。

変更区分:除外 大字高久乙〇〇 計××筆

用途区分:台帳 山林、現況 田

面積:××m<sup>2</sup>

申出者:高久乙〇〇 株式会社 E 代表取締役 Fさん

変更理由:観賞用庭園 (土地所有者 (株)E)

土地基盤整備事業との関連はございません。

除外の事由ですが、観賞用庭園でございます。

この申請地は、農地所有適格法人として、平成××年に農業として水耕栽培用の池をデザイン性も伴った池で遂行したが、産産量が想定以上に増えず、経営者も代わって、観賞用庭園としての観光目的とした土地利用計画でございます。農用地区域変更除外はやむを得ないと思われ  
ます。なおこの先農振協議会でなれば、転用に繋がっていくのかなと思うのですが、この(株)Eは  
新たに農地を取得するという全体的な条件もございますので、やむを得ない案件であったと思  
われます。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の  
現地調査も行われております。以上報告して、終了致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺いします。

9 (益子 政一)

6月12日、第3班で調査を行いました。ただ今の担当委員の報告に同意します。

尚、たいへん斬新な庭園でございまして、感動して戻ってまいりました。以上でございます。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等  
ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の3番につい  
て、承認する事にご異議はございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認する事に決定致します。

次に4番について、担当委員の薄井正志委員、調査のご報告をお願い致します。

10 (薄井 正志)

議案第1号番号4番について、調査のご報告を致します。

変更区分:除外 大字高久丙〇〇 計××筆

用途区分:〇〇台帳 畑、現況 畑 〇〇台帳 原野、現況 畑

面積:××m<sup>2</sup>

申出者:千葉県〇〇 株式会社G 代表取締役 Hさん

変更理由:防護フェンス・防疫道路設置 (土地所有者 Iさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

調査の結果、申請人株式会社Gは、本店を千葉県に置き、関東を中心に養豚業を営み、年間××万頭を出荷販売しています。那須町の農場は、収容規模××頭の肥育を行い、年間の出荷頭数は××頭を見込んでおります。養豚業はここ数年全国的に豚熱等の疾病により、甚大な被害が出ています。これらの疾病の防止の為、防護フェンス、防疫道路を設置するため農場境界付近の土地が必要となりました。防護フェンスは全長××m、防疫道路幅××m、左右接するコーナー部分は××mで全長××mの計画で、申請地××m<sup>2</sup>を売買による所有権取得の予定です。

隣接所有者の同意も得ており、農振除外により他の土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれも無い為、申請に応じるもやむを得ないと思われます。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上ご報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺いします。

9 (益子 政一)

ただ今の担当委員の意見に賛同致します。特に付け加える事はありません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の4番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認する事に決定致します。

次に5番について、担当委員は私でございますので、私の方から調査の報告を致します。

12 (今 耕一)

議案第1号の5番について、調査のご報告を申し上げます。

変更区分:除外 大字高久乙〇〇

用途区分:台帳 畑、現況 畑

面積:( $\times \times \text{m}^2$ の内) $\times \times \text{m}^2$

申出者:那須塩原市〇〇 Jさん

変更理由:分家住宅用 (土地所有者 Kさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

除外の事由でございますが、分家住宅の新築でございます。

土地所有者の孫に住宅地の申請でございます。申出者は家族 $\times \times$ 人の借家生活で手狭になり、また長男でありますので、実家での生活を考慮し、祖父より土地の提供を受け、住宅一棟の建築を計画、資金計画もされ、農用地区域変更(除外)はやむを得ないと思われれます。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われたことを報告して、終了とさせていただきます。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺いします。

5 (松浦 一雄)

担当委員の意見に賛同致します。付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。



「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の5番について、承認する事にご異議はございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認する事に決定致します。

次に6番について、担当委員の林 武信委員、調査のご報告をお願い致します。

7 (林 武信)

議案第1号番号6番について、調査のご報告を致します。

変更区分:除外 大字大島〇〇

用途区分:台帳 山林、現況 畑

面積:( $\times\times\text{m}^2$ の内) $\times\times\text{m}^2$

申出者:高久丙〇〇 株式会社L 代表取締役 Mさん

変更理由:駐車場用地 (土地所有者 Nさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

除外の事由ですが、 $\times$ 年間一時転用ということで駐車場として利用してきた場所でございますが、今後も花畑や鯉のぼり掲揚を続ける予定で、観光客もそうとう見込まれるということで、周囲に駐車場がないことから除外の申請となりました。

概要につきましては、 $\times\times\text{m}^2$ の内 $\times\times\text{m}^2$ を $\times\times$ 台収容の駐車場として利用したいということです。

申請地につきましては一時転用中でございますので、碎石を敷いて駐車場として使用しているところでございます。

調査の結果を述べたいと思います。申請人は現在大谷地区で $\times\times\text{m}^2$ の農地に、約 $\times\times$ 棟のビニールハウスを所有してほうれん草を主力に、きゅうり、トマト、菊、イモ等を店頭販売する農業生産法人でございます。

毎年、春の菜の花と鯉のぼりの観賞イベント、夏のヒマワリ畑の観賞イベントを行っておりまして、新聞等にも取り上げられ、たいへん好評を博し、延べ駐車場台数は約 $\times\times$ 台ありまして、今後も菜の花畑や鯉のぼりの掲揚、ヒマワリ畑を継続する予定で、観光客も同程度見込まれます。しかし周辺には一般客用の駐車場もなく、路上駐車や渋滞等解消の為にも駐車場の確保が必要な状況でございます。

申請地は三方が山林に囲まれており、他の農地への影響も少なく、地域の活性化にも貢献することから、農用地区変更(除外)はやむを得ない申請であると見てまいりました。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺いします。

5 (松浦 一雄)

担当委員の調査通り、除外ではあります。地域活性化の為に好ましい案件と思います。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

2 (磯 由起子)

土地のことではないのですが、なかなかここまで上がって見る事がなくて、コロナの影響で春の菜の花と鯉のぼりを観賞に来られた観光客の方等はどんな状況だったのでしょうか。

7 (林 武信)

春につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で、営業はしていなかったようであり  
ます。  
現在は整地をして、おそらくヒマワリ畑のほうの準備をしているところだということを見てまいりました。

2 (磯 由起子)

ありがとうございます。

議長 (今 耕一)

大丈夫でしょうか。他にご質問等ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の6番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認する事に決定致します。

次に7番について、担当委員の薄井正志委員、調査のご報告をお願い致します。

10 (薄井 正志)

議案第1号番号7番について、調査のご報告を致します。

変更区分:除外 大字高久丙〇〇

用途区分:台帳 山林、現況 田

面積:××m<sup>2</sup>

申出者:寺子丙〇〇 Oさん

変更理由:植林 (土地所有者 Pさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

調査意見ですが、申請人は土地所有者の息子で造園業にお仕事をしております。依頼に応じ

植木の剪定や落ち葉の手入れ等、主にゴルフ場などを行っております。

新型コロナウイルス感染症の問題が発生してからは、仕事が激減し、このままでは死活問題に発展するおそれがあるとして、職業上万が一に備えて、父の土地を使用貸借し、苗木の植林を行い、注文に応じた販売事業を行う事に致しました。

土地の選定に他の候補地も検討致しましたが、植木××本程度の植林をしたいこと、運搬の為に道路に接続していること、伐採等がしやすい平坦な土地であること等から本申請地を選定致しました。

当該地は、昨年××月所有者本人が、檜の木の植林を行う計画でありましたが、息子の職業に活用させることに変更致しました。土地の所有者は××歳と高齢で、年々耕作が困難となり、後継者がなく、申請地は××年前から休耕しております。農振除外により、他の農地への影響はないと思われ、申請に応じるもやむを得ないと思われま。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺いします。

9 (益子 政一)

ただ今の担当委員の報告に同意致します。特に付け加える事はありません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の7番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、承認する事に決定致します。

ー議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてー

議長 (今 耕一)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

13ページをお開き下さい。

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番の1件でございます。

農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員は私ですので、私の方から調査の報告を致します。

12 (今 耕一)

議案第2号番号1番についての報告を申し上げます。

(貸 人)高久乙〇〇 Qさん

(借 人)高久乙〇〇 Rさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(貸 人)経営移譲年金受給に係る処分対象農地のため、経営を移譲。

(借 人)農業を継承するため。

使用賃借による権利の設定 期間:許可の日より××年間

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

譲渡人は年金受給の経営移譲でございます。譲受人は農業を継承するということで、先程言いました使用賃借権でございます。

総合意見でございます。××月に経営を譲られた長男が亡くなり、長男の妻が移譲の申請でございます。

家族仲も良く、周囲の農地もよく管理され、孫家族も手伝いに来てくれ助かるとの貸人の話でございます。

年金受給も続けられ、好ましいと思われます。以上です。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

一議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について一

議長 (今 耕一)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

14ページをお開き下さい。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番から4番の4件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の井上一雄委員、調査のご報告をお願い致します。

6 (井上 一雄)

議案第3号番号1について調査の報告を致します。

(賃貸人)高久甲〇〇 Sさん

(賃借人)東京都〇〇 太陽光発電事業  
株式会社T 代表取締役 Uさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:賃借人は、国内エネルギー自給率の向上及び地球温暖化防止対策の一つとして社会に貢献することを目的として太陽光発電設備による売電事業を営んでおり、関東一円をエリアに年間××基を目標に事業展開しています。申請地は現在、耕作されておらず、また今後農地として利用する計画がないため、土地活用としてこの敷地を借用して事業を行いたい。

貸借権の設定 期間:許可の日から××年間

用地賃借費(年間)××円

転用の概要:太陽光発電設備用地 ××㎡

資金計画:製品部材××円、工事費××円、消費税××円

用地賃借費××円、計××円 全額自己資金

調査の結果について意見を申し上げます。申請地は昨年まで牧草地として耕作しておりましたが、賃貸人、Sさんは水稲と和牛の農家で経営していますが、××歳と高齢のため耕作地を縮小したいとのことで、今回ソーラー発電事業を実施している(株)Tに賃貸するものでございます。

また(株)Tは、関東一円をエリアに、年間××基を目標に事業展開しております。経済産業省の事業認可申請写し、東京電力の接続協議書の写し等も添付されておまして、間違いなく事業を実施すると思われます。

また申請地は、南側に農道を挟んで畑があるのみで、その外については山林であることから、やむを得ない申請と思われます。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (益子 政一)

担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

議長 (今 耕一)

私の方から質問なのですが、おそらく事務局もおわかりかと思うのですが、この××年間という契約の中で、万が一材料の撤去費用等が、資金計画の中に組み込まれていれば、××年後のトラブルは少ないのではないのかなと思うのですが、そのあたりを今後配慮すると共にこの案件から要求しておいた方がいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

局長 (矢村 浩一)

太陽光条例が昨年の10月に、それ以降のものについては環境課のほうで、リサイクルを含めて撤去費用を計画に盛り込むということになっています。

前もって担保として現金で持っているのか、積み立ててやるのか、手法はいろいろありますが、そういう形で、計画的には撤去費用も入れた状態で事業展開していただくように条例化となっております。ですので今後の太陽光についてはそういったものを重視していくようになると思います。以上です。

議長 (今 耕一)

他に質問等ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の大島和明委員は欠席ですので、事務局より調査の報告をお願いします。

事務局 (赤羽根 泰啓)

それでは大島委員が欠席ですので、大島委員より報告を受けた内容を、ご報告したいと思います。

議案第3号番号2について調査の報告を致します。

(賃 人)寺子乙〇〇 Vさん

(借 人)寺子丙〇〇 Wさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第3種

転用の事由:借人は、現在家族××人で町内のアパートに住んでおり、手狭となった為、また、両親の世話のために両親の住宅の敷地内で、自己用住宅を建築したい。

使用貸借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:一般住宅用地 ××㎡

資金計画:建築本体工事費××円、造成・外構工事費××円

事務手続き・諸経費××円、計××円 全額自己資金

調査の結果ですが、総合意見といたしまして、申請地は両親の住宅内の家庭菜園用の畑でございます。申請人は長男でもあり、この度両親の住宅の隣に自宅を建築することになりました。

残高証明も添付され、転用は確実と思われまます。

隣接地の状況でございますが、東に町道、南・北・西に宅地となっております。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上でございます。

議長 (今 耕一)



調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (益子 政一)

只今の報告に同意致します。特に付け加えることはございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの聲がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について許可する事に決定致します。

次に3番について担当委員の井上一雄委員、調査の報告をお願いします。

6 (井上 一雄)

議案第3号番号3について調査の報告を致します。

(譲渡人)高久甲〇〇 Xさん

(譲受人)高久乙〇〇  
Y有限会社 代表取締役 Zさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:譲受人は、現在自社所有の資材置場が無いため、高速道路近くで利便性の高い当該申請地へ資材置場を確保したい。

売買による所有権移転 用地取得費 ××円

転用の概要:資材置場 ××㎡

資金計画:土地取得費××円、土地造成費××円、諸経費××円

計××円 全額自己資金

譲受人は土木建築業を営んでおり、現場で使用する資材置場が必要なため農地を探していたところ、町の中心部で高速道路に近く、アクセスしやすい場所であり、利便性があるため資材置場として適しているということから、求めたいとのこと。また申請地は北側は住宅地で、東側は松林、南側は水田、西側は町道を挟んで新西原団地であることから、今回の申請はやむを得ないと思われま

す。また、資金面では、金融機関の残高証明も添付されております。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。

以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (松浦 一雄)

担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

議長 (今 耕一)

私の方から質問なのですが、この案件は違反転用があった場所かと思われま

6 (井上 一雄)

す。そんなことで、今回土木業の方が、資材置場ということですが、ここは資材置場と言いましても幅広いと思うのですが、主に何を置く場所になるのでしょうか。

いわゆる建築資材です。××㎡ほどは駐車場としてトラック××台分ということです。それから、資材としましては、土木用のパイプ、コンクリート製品、土砂等を置きたいということです。それから、物置のスペースが××㎡、足場が××㎡ほどの用地を考えているとのことでした。尚、今会長のほうからお話しありましたが、以前にX氏が兄妹から相続で土地をもらって、その後売買したいということで、植林をしました。それで売地という看板も建てたので、指導をした経過がございました。それは、隣接の農家の方から、植林されて、木が大きくなって農地に影響を与えてはという話があった為ということです。そのような事がありましたので、事務局の方では、同意書等はいいいでしょうという話もしたのですが、私の方で同意書をつけてくださいというような話を申し上げたところ、隣接市町村等では同意書はとっていないということで、これは代理人の方なんです

議長 (今 耕一)

私の方からなのですが、やはりこの資材置場というのは、許可されれば、何が置かれるかわからないものです。隣が農地であって、農家の人が迷惑を被ることがないように、隣接地の同意をいただくというのは必要があるのではないかと思いますし、そういう時の為に農地に問題がでた時たいへんなことになるので、その辺のところは考えておいた方がベターではないかと私は思います。いかがでしょうか。

事務局 (赤羽根 泰啓)

一応この件も、先程井上委員からお話がありました通り、代理人のほうに提出を求めたのですが、同意書の法令的な義務はございませんので、拒否されればそれ以上のことは言えないということでございます。ですが、出来る限り同意書等は取る方向でいきたいと思っております。

議長 (今 耕一)

できる限り農家を守るということは大事な事だと思いますので、こういう話を致しました。

局長 (矢村 浩一)

参考までに、同意書を取らなくてはいけない義務まではないのですが、他の法令関係でもけっこうありまして、そういう時に例えばトラブル防止の為に同意書をいただくということになっているのですが、もらえない場合もあります。そういう時には、その本人から逆に覚書ではないのですが、トラブルが発生した時には責任をもって対応しますというものをいただいているというのがあります。同意書もらえない時は、そういったもので対応していただかないと、許可した側がもらったんだからと言いつけられてしまうので、やはりトラブル防止の為にいただくということを理解していただくよう、そういった形のやり方もあります。

6 (井上 一雄)

少しいいでしょうか。事務局にお願いしたいのですが、今回の件について、譲受人のYが隣接の方に一言挨拶だけでもしていただけるようにお話していただければと思います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

では、許可証を交付の時に、その点をお話しさせていただきたいと思っております。

議長 (今 耕一)

それで宜しいですか。

6 (井上 一雄)

はい。

議長 (今 耕一)  
他にご意見等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)  
質問なしの聲がございますのでお諮り致します。  
「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)  
異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。  
次に4番について担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願いします。

1 (大平 康市)

議案第3号番号4について調査の報告を致します。

(譲渡人) 寺子乙〇〇 aさん

寺子乙〇〇 bさん

(譲受人) 寺子〇〇  
c株式会社 代表取締役 dさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分: 第1種

転用の事由: 譲受人は、従業員の増加に伴い事業所付属の駐車場が不足したため、駐車場を拡張したい。

売買による所有権移転 用地取得費 ××円

転用の概要: 駐車場用地 ××m<sup>2</sup>

資金計画: 土地取得費××円、土地造成費××円、諸経費××円

計××円 全額自己資金

総合意見ですが、譲受人は電線加工業を営んでおり、事業所関連の増加、従業員の増加に伴い、駐車場が不足し、資材の搬入に対しても支障が出ている現状です。隣接する申請地を駐車場として確保したいということです。申請地隣接者の同意書も添付されており、やむを得ない申請と思われま

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われております。

以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (松浦 一雄)

担当委員の調査通り現場を見たところ、駐車場が満杯で車が入りきれなくなっていました。申請はやむを得ないと思います。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。

一議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について一

議長 (今 耕一)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

18ページをお開きください。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」につきましては、1番の1件でございます。

当案件につきましては、平成31年4月26日付那農委指令第5-005号で許可された件について、許可後の事業計画変更があり今回申請されたものでございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」について、担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願いします。

3 (和知 伸子)

議案第4号の番号1について調査のご報告を申し上げます。

(転用事業者)愛知県〇〇  
株式会社e 代表取締役 fさん

(承継者)東京都〇〇 gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

当初計画書:事業者は、不動産賃貸業、太陽光発電業を営んでいる。事業拡大及び経営安定化のため太陽光発電設備を設置したい。

当初計画書:太陽光発電設備用地  $\times\times\text{m}^2$  (事業全体  $\times\times\text{m}^2$ )

許可日:平成 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

那農委指令第 $\times\times$ 号

変更後事業計画書:変更前と同等である。(事業計画区域面積の拡大)

太陽光発電設備用地  $\times\times\text{m}^2$  (事業全体  $\times\times\text{m}^2$ )

事業計画どおりできない理由:事業計画面積の拡大により当該地の申請が必要になったため。

当初資金計画:用地取得費 $\times\times$ 円、パネル設置費 $\times\times$ 円、その他費用 $\times\times$ 円 計 $\times\times$ 円  
全額自己資金

変更後資金計画:用地取得費 $\times\times$ 円、土地造成費 $\times\times$ 円

発電設備 $\times\times$ 円、その他費用 $\times\times$ 円、計 $\times\times$ 円

全額自己資金

調査の結果、申請地は国道××号線とりんどうラインの交差点より南側に向かう県道××号線、梁瀬地区から大田原市両郷に続く道路沿いに位置し、四方を山林と原野に囲まれた、伐採すれば日当たりも良く、発電事業を行うには適した土地だと思われま

す。計画によりますと、太陽光パネル××枚を設置し、××kwの電気量を確保しようとするものであり、売電価格××円であります。現状の地形を生かし、搬入路以外は基本的には造成はせず、切土、盛土は場内処理をし、町条例に基づく景観保護、緑地の確保に従い、境界より××mセットバックした範囲を計画範囲とし、パネル設置においても障害にならない限り伐採はしないということ

であります。今回、事業計画の拡大により、当該地の申請が必要になった為ということで、転用はやむを得ないと見てまいりましたが、もともとが山林であり、起伏もあり、沢水や雨水の心配も懸念される場所

であります。排水計画には既存調整池を流用し、排水は地中浸透式となります。と記載されております。そばに民家もあり、想定外の大

雨や台風などの災害等で土砂崩れを引き起こさないとも限りません。土砂流出防止対策を十分

にお願いしたいと、一言付け加えさせて頂きたいと思

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (益子 政一)

6月12日調査班第3班で、担当委員の案内で現地を見てまいりました。その中で少し気づいたことを申し上げたいと思

います。担当委員の内容説明の通り小高い山で広い面積を要するということで、全体事業の内××割近くが山林になるということです。この地形で農地、畑、田んぼがありまして、この部分につきましては比較的平坦なのですが、この小高い山は起伏があ

って、更に傾斜も強く一部崖という所もございます。最近開発されて、想定外の大

雨などによりまして土砂が流出して、あるいはソーラーの架台が流れ出る、あるいは崩壊してるとい

議長 (今 耕一)

ようなことも、この近隣で目の当たりにしている現場もあります。今回のこの現場は民家もあるということになって

1 (大平 康市)

質問ではなく、この申請地の確認なのですが、以前私ども第1班が調査した住宅の裏の小高い所で、前は耕地だけの申請でした。今回はあそこ一帯を含む面積が非常に大きい申請ということなのですね。

3 (和知 伸子)

そうですね。

9 (益子 政一)

前は山も含まれていましたか。

1 (大平 康市)

前は山も含まれていました。×町×反になります。あの区域全体が含まれる。住宅の後ろからずっとですね。

3 (和知 伸子)

はい。山も含まれています。昨年4月に第1班で現地調査をしていただいた時、あがってきました。東側に田んぼが見えたその向こう側です。

1 (大平 康市)

あの平らになった所ですね。

3 (和知 伸子)

平らというか、ずっと山林です。

地図を見ていただくとわかると思うのですが、家が一軒あるのが前回のhさんというお宅です。この脇から入る道があるのですが、ここが前はありませんでした。今回はここをずっと業者の車両が通れるようになっていまして、坂道を上がって山の上まで行きました。前は歩いて行った所です。やはり道路から見ると左側はずっと沢ですし、反対側も沢ですし、いかがなものかなとは思っています。

前回見ていただいた所は田んぼの跡だったので、きれいに斜面も良かったのですが、今回は本当に山の中です。

1 (大平 康市)

問題は、どれくらい開発されるかですね。

3 (和知 伸子)



梁瀬のほうから大田原に抜ける道ですと、山林があまり気にならないのですが、大田原、両郷の方から来ると、とても大きく山が見えますので、あれが全部ソーラーになると思うと凄いなという感じは受けました。以上です。

11 (白井 英雄)

事務局も含めて確認なのですが、多分起伏が激しい所だと思います。だからそうとう開発されると災害が心配です。沢伝いなので非常に危険性があるのではないかと思います。そのあたりを許可する時によほど注意しないと、災害が起きてからだと後でたいへんです。すぐ下が余笹川になりますから、ほとんど傾斜地です。

もう一点は、前回もあったと思うのですが、事業全体が倍くらいになっています。しかし経費自体は変わりがありません。だからパネル自体の値段は実際どのくらいになるのか、これから(議案書)見ると二束三文みたいな形で出来てしまうのかなと思ってしまいます。逆に言えば、とても怖いです。事業全体が倍になれば、価格もそれなりに倍くらいになるならわかるのですが、あまり増えていません。土地購入費は増えているかもしれないですが、事業全体の分はそんなに増えていない。むしろ安くなっているくらいです。そのあたりをどのように確認しているかですね。

事務局 (赤羽根 泰啓)

まず一点目の安全面のところでは、昨年10月から太陽光発電に関しては、太陽光条例、町の条例が設置されまして、その中で審査していくという形になっていると思います。

併せて農地転用につきましても、太陽光条例の方の許可と同日になってまいりますので太陽光条例の基準に沿っていなければ、許可が出ないということになっていますので、そちらの方で安全面に関しては確認するということになっています。

二点目のソーラーパネルにつきましても、前回も似たような案件があったのですが、倍になる規模があるにしろ、金額的にはあまり変わらないということで、前回の話ですと、メーカー希望価格とか言っていましたので、その辺の理由があるのかなと思います。

以上でございます。

3 (和知 伸子)

白井英雄委員のおっしゃる事はごもっともだと思いますので、私もその意見には賛同させていただきます。

今回のパネルの値段はわからないのですが、書類には20年後、撤去費用は××万円から××万円で、それをざっと計算いたしましたら、パネルの枚数が××枚÷××万円にすると、撤去費用がパネル1枚××円くらいになります。その後産廃処理すると書いてあるのですが、1枚××円で産廃処理できるのかなという疑問もありました。ただ太陽光パネルを撤去するのは20年後なので、詳しい回答はないけれど、畑なら畑にする、山林なら山林にと言いますが、そうするとeさんと売買が済んでいるので、20年後はどうなるのかという私も不安はあります。

11 (白井 英雄)

賃貸でなく、売ってますからね。

7 (林 武信)

確認なのですが、昨年××月に許可が出たということですが、許可が出た分については事由については開始されていたのでしょうか、そのままだったのでしょうか。

3 (和知 伸子)

見て参りましたが、そのままです。

先ほど話しましたように、現場に行く道路だけが、××mくらい砂利が敷かれていて山頂まで行けるような感じになっていました。以上です。

議長 (今 耕一)

そこの新しい現場は私も行ったことがあります。これは他の人の関係で行ったのですが、造園と  
いうか山というか、やしおつつじ等珍しい植物がたくさん植えてありました。

3 (和知 伸子)

それは別の場所なんです。造園は山の向こう側なんです。だから入口が全然違う裏側です。

7 (林 武信)

もう一点お伺いしたいのですが、事務局だと思のですが、太陽光の方の条例についての話がありました  
が、この案件については太陽光条例に適用されるものですか。

事務局 (赤羽根 泰啓)

はい。その案件となっております。

7 (林 武信)

そうしますとそれは、こちらの許可が出てから条例について審査するのか、それとも審査済で許可  
が出たからこちらへまわってきたのか。

議長 (今 耕一)

法令順、全部許可が出てから、農業委員会に提出ですから。

7 (林 武信)

では町の条例の許可は出ているのですね。

事務局 (赤羽根 泰啓)

よろしいでしょうか。

通常の案件につきましては、太陽光条例、農地転用についてだいたい同じく進めていくことが多いのですが、今回この案件につきましては農地転用が先に出ていました。本日もし許可になれば許可相当とし、太陽光条例の申請の許可がおりた時に同日に許可という形になります。今現在、太陽光条例の方の申請中になります。

条例の許可はまだおりていません。

7 (林 武信)

そこで不許可になるということはあるのですか。

事務局 (赤羽根 泰啓)

そうですね。不許可になる可能性もあります。

議長 (今 耕一)

他にご質問等ございませんか。

1 (大平 康市)

全体××㎡からすれば、全体の3分の1、4分の1くらいが今回の申請の対処になってきてるんですよね。

前回××㎡が許可されていますから。そうすると残りは××㎡で、そうしますと事業全体からいくと、前回××㎡ですから、残りの××㎡からすると××㎡に対して農業委員会に申請された面に対してどのように扱うかということになるわけですよ。

議長 (今 耕一)

前回は許可を出してからですかね。今回は変更願いでできてますよね。

事務局 (赤羽根 泰啓)

今回の案件は、前回半分くらい許可してしまして、事業全体を規模拡大するというか、太陽光の方は前回の部分だけではなく一帯的にまた申請をするという形になっています。農地転用については許可になっています。

事務局 (矢村 浩一)

平成×年×月×日に1回許可が出てまして、その時は太陽光条例がない状態で許可になっています。農地も許可になっているのでそのもの自体は本来は××㎡については事業はできます。ただそれ以上のものは今回の変更なので、変更が通らない限りはできません。

だから××㎡はできません。ただ例えば不許可になった場合は、もともとの許可になっていた分しかできないという解釈です。

議長 (今 耕一)  
皆さん納得いきましたでしょうか。他に質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)  
では質問なしの声がありますのでお諮り致します。  
「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の1番」について、許可する事にご異議はございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)  
異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

—議案第5号 非農地証明願について—

議長 (今 耕一)  
次に、議案第5号「非農地証明願」についてを議題と致します。  
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)  
20ページをお開き下さい。  
議案第5号につきましては、「非農地証明願について」1番から3番の3件でございます。  
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)  
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。  
「非農地証明願」の1番について、担当委員の井上一雄委員、調査の報告をお願い致します。

6 (井上 一雄)

議案第5号1番について、調査報告を致します。

(願出人)高久甲〇〇 iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:iさん

利用状況:××年以上前より山林化し、現在に至る。

総合意見としまして、申請地は××年以前から耕作も無く山林化して現在に至っているということです。また耕作するという点についても進入道路がないことから現在までそのままの状態で行ったということがございます。まさしく非農地として見てまいりました。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査も行われておりますのでご報告致します。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の松浦一雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (松浦 一雄)

担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。見てまいりましたところ正しく非農地でした。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に2番について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

2 (磯 由起子)

議案第5号2番について、調査報告を致します。

(願出人)豊原乙〇〇 jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:jさん

利用状況:××年以上前より山林化し、現在に至る。

総合意見ですが、明治時代に養蚕をしており桑畑として利用していました。昭和の時代に酪農にきりかえたその時点からそのままにしてしまい現在に至っております。桑の木も雑木もかなりの大木となってしまう、××年以上の年月が感じられまさに非農地として見てまいりました。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査もいただいております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (益子 政一)

担当委員の報告通り非農地として見てまいりました。補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に3番について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

2 (磯 由起子)

議案第5号3番について、調査報告を致します。

(願出人)豊原乙〇〇 kさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:kさん

利用状況:××年以上前より山林化し、現在に至る。

総合意見ですが、場所は4号線沿いでございます。酪農していた時にデントコーンや牧草地として利用しておりましたが、××年以上前に酪農をやめて、そのままにしてしまいました。山林化しており、まさに非農地として見てまいりました。

なお、6月12日調査班第3班益子政一委員、松浦一雄委員、高久和司委員、並びに事務局の現地調査もいただいております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の益子政一委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (益子 政一)

担当委員の報告の通りまさしく非農地として見てまいりました。補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

10分間暫時休憩をいたします。

事務局 矢村浩一事務局長出張の為退席

—議案第6号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (今 耕一)

議案第6号 「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

なお1番から7番についてを一括審議と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

23ページをお開き下さい。

議案第6号 「農用地利用集積計画の要請」について、1番～7番までの7件について、一括説明を致します。

1番

設定者:lさん

被設定者:mさん

土地の所在:高久乙 合計××筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

2番

設定者:lさん



被設定者:nさん

土地の所在:高久乙

地目:田

面積: $\times \times \text{m}^2$

利用権の種類:賃借権

内容:水田

設定期間:令和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日 $\sim$ 令和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

対価:現物(玄米) 総量 $\times \times \text{kg}$

新規設定

3番

設定者:栃木県o公社 理事長 pさん

被設定者:qさん

土地の所在:豊原甲

地目:田

面積: $\times \times \text{m}^2$

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

対価:  $\times \times$ 円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

4番

設定者:栃木県o公社 理事長 pさん

被設定者:rさん

土地の所在:稻沢

地目:田

面積:合計 $\times \times \text{m}^2$

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価: ××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

5番

設定者:sさん

被設定者:栃木県o公社 理事長 pさん

土地の所在:大島 合計××筆

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価: ××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

6番

設定者:tさん

被設定者:栃木県o公社 理事長 pさん

土地の所在:豊原丙

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価: ××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

7番

設定者:uさん

被設定者:栃木県o公社 理事長 pさん

土地の所在:豊原丙、大島 計××筆

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価: ××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

以上ご報告致します。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (今 耕一)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」1番から7番を要請することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

一議案第7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について一

議長 (今 耕一)

次に、議案第7号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

## 事務局 (赤羽根 泰啓)

それでは25ページをご覧いただきたいと思います。

議案第7号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございます。これらにつきましては、農業委員会法の規定によりまして毎年度、前年度の目標達成に向けた活動の点検、評価また、当該年度の目標及び達成に向けた活動計画というのを設定をしなければならないという事になってございます。それらにつきまして、今回お示し、ご審議いただく所でございます。

内容につきましては次の26～29ページまでが活動の点検評価。30～31ページが活動計画となっております。

まず、26ページをご覧いただきたいと思います。左側の「農業員会の状況」ということで、こちらにつきましては、1番上の表「農業の概要」の耕地面積というのがございますが、こちらが5,520haという事で、これがその後の基準の数字になってまいります。

次の2番目の経営耕地面積につきましては4,333haとなっております。こちらは農林業センサスの数字となっております。遊休農地は14.9ha、次の農地台帳面積は6,141haとなっております。それからその下の農家数、農業者数、それから農業委員会の現在の体制等については、こちらに掲示した通りですのでご覧いただければと思います。

次に同ページ右側のローマ数字のⅡ番でございます。『担い手への農地の利用集積・集約化』というところでございますが、こちらは先ほど申し上げましたとおり管内の農地面積が5,520ha、それで算定することになっております。こちらに対してこれまでの集積面積が2,176haでありました。これが令和元年度末現在のものとして、そこから令和元年度の実績としまして、その下の2番にございますが、集積目標を1,235haとして設定しておりましたが、実際には2,176haでございました。新規実績としては140haが集積されたということでございます。

それから3番目の「目標に向けた活動」、4番目の「目標及び活動に対する評価」については昨年と同様ということで表現をさせて頂いております。今までの内容の経緯等も含めてこちらに表現させて頂いておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、27ページをお開き頂きたいと思います。左側ローマ数字のⅢ『新たに農業経営を営もうとする者の参入促進』ということでございます。こちらが実績としましては平成29年度には新規参入の経営体が2経営体ございました。30年度についても2経営体、令和元年度につきましては1経営体ございました。令和元年度の目標としましては、3経営体で1.5haというのを設定しておりましたが、実績としましては1経営体1.8haということございました。

それから3「目標達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」につきましては、基本的に昨年度と同じ内容で実施しておりますので、内容の表現は変わっておりません。

続いて右側、ローマ数字のⅣ『遊休農地に関する措置に関する評価』という事でございます。こちらが遊休農地につきましては、遊休農地面積が令和2年度3月現在で14.9haございます。その下の2番になりますが令和元年度の目標及び実績が、解消目標5ha、解消実績が2.8ha、達成状況56%ということになりました。それから3「2の目標の達成に向けた活動」4「目標及び活動に対する評価」でございますが、こちらについても昨年と同様の活動でございますので、お目通しをいただければと思います。

続きまして28ページをお開き頂きたいと思います。左側がローマ数字 V『違反転用への適正な対応』という事で、町の方で把握している違反転用につきましては、1.3haでございます。こちらについては、令和元年度も同様の状態でございます。町内で3か所ございまして、全体で1.3haということでございます。相続関係の問題等で措置関係ができにくくなっておりまして、今後もこちらについては是正をする方向で展開をしていきたいと考えております。

続きまして3「活動計画・実績及び評価」でございます。こちらも昨年と同様のものにて記入させて頂いておりますので、ご覧いただければと思います。

それから、右側のローマ数字 VI番の『農地法等によりその権限に属された事務に関する点検』という事でございます。こちらにつきましては、1番の「農地法3条に基づく許可事務」については、年間で32件ございました。許可も32件でございます。それから、2番の「農地転用に関する事務」ということで、こちらにつきましては全部で34件ございました。

続きまして、29ページをお開き頂きたいと思います。左側のページ3「農地所有適格法人からの報告への対応」でございますが、管内の農地所有適格法人につきましては、現在22法人ございます。こちらの方で報告の提出があったのが18法人でございました。2法人は休業中の為、2法人については再通知等で催促しております。

それから4「情報の提供等」については、全体で賃借料情報として一般の方に公開している訳でございますが、対象件数は町内で493件の情報として公開しております。それから農地の権利移動等の状況把握につきましては、66件という事でいずれもホームページ等で公表をしております。

続きまして、右側の VII『地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容』という事でございますが、去年はございませんでした。

それからその下の VIII番になりますが、『事務の実施状況の公表等』でございますが、まず1「総会等の議事録の公表」につきましては、昨年度まで農業委員会の窓口で公表をしておりました。また今年から4月の総会分からはHP(ホームページ)でも公開しております。29ページまでの点検と評価につきましては以上でございます。

続きまして30ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは「令和2度の目標及びその達成に向けた活動計画」という事でございます。I『農業委員会の状況』につきましては、先程26ページで申し上げました令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の農業委員会の状況と同じでございます。こちらにつきましてはお目通しいただければと思います。

右側の II番でございますが『担い手への農地の利用集積・集約化』につきましては、こちらはこれまでの集積面積が2,176haとなっております。その下、2「令和元年度の目標及び活動計画」ですが、令和元年度の新規集積面積が140haありまして、見込みがその分をプラスして、目標として2,316haと致しました。それからその下ローマ数字 III『新たな農業経営を営もうとする者の参入促進』につきましては、令和2年度の目標につきまして今までと同様、3経営体1.5haというのを目標に掲げております。

続いて31ページをお開き頂きたいと思います。Ⅳ『遊休農地に関する措置』ということで、こちらは現在、遊休農地の面積が14.9haということになっております。令和2年度の目標につきましては、令和元年度の解消実績が2.8haでしたので、実績等を考慮し3haと致しました。今後8～10月ぐらいに、今年も農地パトロールそして農地利用状況調査を実施する予定でございますので、それによってまたこの数字が変更になると思いますが、なるべく遊休農地は増やさないという方向で行きたいと考えております。令和2年度の計画につきましては、昨年と基本的には同じスケジュール内容で記載をさせて頂いております。

Ⅴ番『違反転用への適正な対応』ということで、こちらは先ほども申し上げましたが、町内で3件でございます。こちらについても是正への取組みを行っていきたくと考えております。議案第6号につきましては、説明内容は以上でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (今 耕一)

只今事務局の説明が終わりましたので、皆さんからご意見・ご質問等をいただきたいと思っております。ご質問等ございませんか。

9 (益子 政一)

26ページのローマ数字Ⅱの2「令和元年度の目標及び実績」の数字なのですが、②の集積実績を①の集積目標で割ると176.19%で、187.53%にならずに、2,176ha(②)と140ha(うち、新規実績)をたして2,316haで割ると187.53%になります。2,176haの中に140haが入っているという表現かと思うのですが、2,176に140をたして2,316にして1,235で割れば187.53%になります。30ページにも同じ数字が出てくるのですが、30ページのローマ数字Ⅱの1番2番の集積面積2,316ha(うち新規集積面積140ha)の部分です。これは少し積み上げが間違っているのかなと思うのですが、その辺の説明をお願いします。

事務局 (赤羽根 泰啓)

申し訳ありません。逆に達成状況の方が間違っているようです。187.53%ではなく、176.19%に訂正願います。

9 (益子 政一)

30ページの方は大丈夫なのですね。

事務局 (赤羽根 泰啓)

こちらは、それを積み上げた目標でたしていますので大丈夫です。

9 (益子 政一)

あともう一点お聞きしたいのですが。経営耕地面積は農林業センサスということですが、今年私も調査委員でしたのですが、2020年ではなく5年前のものですね。

事務局 (赤羽根 泰啓)

はい。5年前のものです。

まず26ページと30ページなのですが、26ページの左側 I の1「農業の概要」というところの経営耕地面積という部分ですが、こちら農林業センサスに基づいて数字を出しているのですが、農林業センサスというのが5年に1回なんです。ですからこれは5年前の数字ということになります。最新のは今年やっているのですが、それは今後反映されていくということです。

議長 (今 耕一)

他にご意見等がありますか。

一同 —質問なし—

議長 (今 耕一)

他に意見が無いようなのでお諮り致します。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は原案通り決定することにご異議ございませんか。

一同 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、議案第7号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」原案通り決定を致します。

これをもちまして全議案の審議が終了致しました。

令和2年度第3回農業委員会総会を閉会いたします。